

社会福祉法人海老名市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海老名市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）、各種委員会委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(平成19第5回・一部改正)

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条による理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号役員のうち、この法人の主たる事務所に週3日以上本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、第1号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (5) 各種委員会委員とは、評議員選任・解任委員会、ボランティアセンター運営委員会、共同募金配分委員会の委員をいう。
- (6) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の各号に定める報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支払われている役員等及び地方公共団体の職員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 会長 月額50,000円
- (2) 理事会に出席した役員 日額5,000円
- (3) 評議員会に出席した役員及び評議員 日額3,000円
- (4) 協議会定款第22条第1項の規定による監査に出席した監事 日額5,000円
- (5) 三役会議に出席した役員 日額3,000円
- (6) 評議員選任・解任委員会に出席した委員 日額3,000円
- (7) ボランティアセンター運営委員会及び共同募金配分委員会に出席した委員 無

(報酬の支払い方法)

第4条 会長に対する報酬の支給時期は、毎月1回会長の定める日に支給する。

2 前条第2号から第7号の支給時期は、当該会議に出席した都度支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等及び各種委員会委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給するものとする。

2 前項の規定による旅費については、協議会職員旅費規程の例により支給するものとする。

(平成19第5回・一部改正、令和2第2回・一部改正)

附 則

この規程は、平成6年5月30日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人海老名市社会福祉協議会非常勤役員・評議員及び各種委員会委員の費用弁償に関する規程（昭和54年6月22日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年3月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月15日第5回議案第10号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日第4回議案第10号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日第2回議案第8号）

この規程は、平成30年9月28日から施行する。

附 則（令和2年7月22日第2回議案第7号）

この規程は、令和2年8月1日から施行する。